平成２２年（フ）第１８９号
栃木県小山市大字雨ヶ谷新田26番地３　ストローハットＥ棟201号
債務者　渡辺　雅則
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１８７０２号
東京都新宿区中落合４丁目23―８　コートグローブス２―Ｄ
債務者　岩滿　章子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７２５号
埼玉県春日部市牛島130―５
債務者　野原　路子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４７号
東京都北区豊島５丁目５－５―807
債務者　永田多鶴子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４８号
東京都江戸川区南小岩６丁目17―10　大野屋第１寮401
債務者　森岡　辰治（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８０１号
東京都江東区豊洲４丁目10－６―309
債務者　川瀬　栄子（旧姓浦田）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８０２号
神奈川県横浜市南区三春台40　吉田アパート
債務者　山名　広子（旧姓繪面）
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８２２号
東京都北区赤羽台１丁目３―15―105
債務者　保科　正文
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８３０号
東京都調布市若葉町３丁目24―10―104
債務者　長松　憲一
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８３３号
東京都北区岩淵町２－７―302　小沢ビルＢ
債務者　田所　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８３４号
東京都品川区豊町２丁目10―20
債務者　堀田奈留美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８９３号
東京都足立区梅田５丁目４―13
債務者　堀口　　都
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９００号
東京都江戸川区西小岩１丁目18―14―201
債務者　福地眞寿美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９０１号
東京都世田谷区桜１丁目20―10
債務者　鶴田　修二
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９０２号
東京都葛飾区東新小岩２丁目10－５―402
債務者　杉本　利佳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８９０３号
埼玉県八潮市八潮４丁目19―９　荒井工務店宿舎
債務者　盛合　清美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部